

# 設計上の労務費割増分の増額に 関する取組みについて

(既報告事項と取組みの現状)

平成27年 2月 5日

東京電力株式会社

# 1 これまでの取組み（既報告事項）

## ○設計上の労務費割増分の増額

- 2013年11月8日『福島第一原子力発電所の緊急安全対策』の一環として、「敷地内作業に適用する設計上の労務費割増分の増額」を公表。
  - ・施策の目的: 福島第一原子力発電所の厳しい環境の中で働く作業員の賃金改善を通じてモチベーションの向上を図る。
  - ・施策の内容: 当社の設計段階で労務費割増分を増額し、請負金に反映させることにより、作業員の賃金改善を図る。

## 取引先への働きかけ①

- 本施策が有効に機能するための施策について、元請各社へ説明するとともに、施策徹底の要請を以下のとおり実施。
  - 本施策の趣旨説明会を開催  
(2013年11月11日,25日,12月4日,18日[本店],12月26日[Jヴィレッジ])。
  - 本施策の趣旨について資材部長名義の文書を発信 (2013年11月29日)。
  - 社長から直接の要請(2013年12月20日),  
定例会議の場であらためて要請 (2014年 1月16日)。
- 労務費割増分の増額を作業員の賃金に反映させるための施策(行き渡る施策)やその検証方法の検討・進捗状況について、主要元請各社(34社)に対し、報告を依頼(2014年1月24日)。

## 取引先への働きかけ②

- 元請各社（当初は、対象企業31社からスタート）から報告を受けた行き渡る施策やその検証方法について、実効性確認作業の実施に先立ち、次のような視点から、元請会社へ事前ヒアリングを実施。（2014年4月8日～）
- ①当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明が、元請から下請、更に末次の下請に至まで確実に行われ、その記録を確認できること。
  - ②当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明が、雇用主と作業員間で確実に行われその記録を確認できること。
  - ③行き渡る施策が、元請から末次の下請に至まで確実に機能していることを確認できること。
  - ④行き渡る施策が、作業員の賃金改善面で確実に機能していることを確認できること。
  - ⑤行き渡る施策が確実に実施されたことの結果報告が可能であること。
  - ⑥増額が、作業員の賃金改善に確実に反映されていること検証できること。

### <参考> 有効に機能するための当社側の措置

具体的な施策は次のとおり

#### ①「見積りにあたっての留意事項」を改訂

- ・敷地内作業における装備等の違いにより異なる当社設計上の割増額を明記

#### ②契約の「付帯条件」を改訂

- ・適切な賃金が労働者に確実に行き渡るための施策の立案・実行，施策内容および検証結果の報告を要請
- ・元請会社との相互協力のもと，労働環境等に差し支えがあると認められる場合には当社は必要な措置をとることができる旨を明記
- ・末次の下請会社までを網羅した施工体系図の提出を要請

#### ③当社の協力

- ・契約毎の労務費割増分の増額による影響額など，元請会社が本施策を履行するにあたって有用な情報を元請会社へ提供

## 元請各社における施策の確認状況

- ・対象の元請企業は64社。うち56社の施策確認が終了(H27.1月末時点)。
- ・残る8社は、協力企業へ施策を説明済みであるも当社へは未報告、あるいは昨年後半になって初めて新規に発注した取引先等で、順次対応予定【2月末日途】。  
(現場作業がH27/12以降という新規取引先(メーカー)もあるため、2月末には含まれないケースもあり)

## 実効性の確認作業(進め方)

- ①実効性の確認は、当社が元請に支払い、元請から当該工事に携わる全企業に対し支払が完了した件名を対象に実施。(支払状況については、毎月調査)
- ②元請各社の現場事務所に伺い、事前ヒアリングで確認した施策を各種資料で調査。当該件名の末次企業1~2社をサンプル抽出し、その事業主にもご同席いただく。  
なお、具体的な確認資料は次のとおり。
  - ・当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明記録(議事録等)。
  - ・元請から末次の企業に至るまで、行き渡る施策が確実に機能していることを確認できる書類(施工体制図・階層毎の注文書・仕様書・契約書等)。
  - ・作業員の賃金改善が確実に機能していることが確認できる資料(労働条件通知書や賃金台帳等支払書類)。

## 【進捗状況】

- ・H26.12末までの報告に基づく確認作業可能38社のうち、31社(H27.1末)で実施済み。
- ・現時点でH27.2に6社と確認作業について計画済み、他は日程調整中。

## 【確認状況】

- ①作業員への説明が実施されていることは、説明会等の開催記録等で確認しており、当社配布資料を活用して説明を実施していることや、毎月開催される各元請単位での安全衛生協議会等で繰り返し説明をしている状況を確認している。
- ②各企業間(元請－1次下請－2次下請等)における契約書や発注書等で増分を明示していることを確認。
- ③作業員への手当について、(1)一定額を手当として設定 (2)作業エリアに応じて複数の手当を設定 といったことを確認。また、作業員本人の合意署名がある労働条件通知書や賃金台帳等により、作業員の賃金改善が図られていることを確認。
- ④支払開始時期については、作業開始時期に遡っての支給や、ある年月(例:H26.4)からの支給等、企業により違いがあるが、作業員に説明のうえ支給されていることを確認。

**【実効性の確認作業】**

- ・元請企業からの毎月の支払状況報告に基づき、引き続き実効性の確認作業を実施。
- ・可能な限り早く全元請企業に対して一巡させるべく対応中【3月末目途】。
- ・一方で、本件の定着化という観点においては、アンケート結果をふまえて二巡目の確認作業が必要との認識。【4月以降開始目途(検討中)】

**【アンケート結果への対応】**

- ・労務費割増に対するアンケートは今回初めて実施。一定の成果はあったものと認識。
- ・一方で、「説明を受けていない」といった声があるのも事実。
- ・アンケート結果については、元請企業へ安全推進協議会等の場で説明するとともに、前記のような声があることも事実であることから、あらためて元請各企業に対して継続した説明の実施を要請。
- ・また、本アンケートのうち、労働条件に関する項目に企業名の記載があったものについては、元請企業に対して実態調査を2月に開始したところです。

以上